# 戦犯訴追と冷戦-1949年マンシュタイン裁判をめぐる問題

守屋 純

## はじめに

第二次世界大戦中のドイツ国防軍のナチス戦争犯罪とのかかわり、特にソ連やポーランド、バルカンでの不法行為については1945年から1946年にかけて開催された「ニュルンベルク主要戦犯裁判」(International Military Tribunal for Major War Criminals before Nurenberg—以下IMT)でもとりあげられたが、判決は「ドイツ参謀本部および国防軍最高司令部(OKW)」は組織としては無罪で、他に訴追されたナチス党やSS、SA、SDなどとは性格がことなり、"犯罪的機構にあらず"と宣告された。<sup>(1)</sup>

だがこれはあくまで「主要戦犯裁判」(IMT)での判決であって、その後引き続いて行われた「継続裁判」(Nachfolgeprozeß)ではこれとは別に14項目の案件について、新たに多数の元国防軍高官や官僚、財界関係者が訴追され、その多くは有罪の宣告をうけ刑に服している。(2)しかしこの「継続裁判」も1947年中にはすべて結審した。ところがここでとりあげる、元陸軍元帥エリッヒ・フォン・マンシュタインについては裁判が実施されるのが1949年になってからであり、しかも一人だけの裁判だった。マンシュタインの身柄は終戦後ずっと英側にあり、特に逃げ回っていたわけではない。にもかかわらず、なぜこのように裁判が遅れてしまったのか。これが第一の問題点である。(3)

次に、実際の裁判でマンシュタインは有罪を宣告されて、禁固18年の刑を言い渡される。しかし、すぐに12年に減刑され、1952年には恩赦によって出所した。さらに出所後は戦犯としての経歴を西独でも西側諸国でもまったく問題にされることなく、西独再軍備についての提言を求められるほどに重用され、またその回顧録『失われた勝利』は第二次世界大戦に関する基本的文献にあげられるほどの名声を博することができたのか、という点が問題になる。(4)

したがって1949年の英国側によって行われたマンシュタイン裁判とは一体何であったのか、が問題ということになる。そこで本項では、・マンシュタイン裁判決定にいたる英国側の内情・マンシュタイン裁判の内容、の二点を中心にして現代史の中でのマンシュタイン裁判の意味を考えてみたい。(5)

# マンシュタインの略歴

初めにマンシュタインの略歴を紹介する。<sup>(6)</sup> ドイツ陸軍元帥エリッヒ・フォン・レヴィンスキー・ゲナント・フォン・マンシュタイン(Erich von Lewinsky genannt von Manstein)は1887年7月24日、ベルリンうまれ。父エドゥヴァルト・フォン・レヴィンスキーもやはりプロイセン軍

の将官であった。母へレーネの妹の嫁ぎ先であるゲオルク・フォン・マンシュタイン(のち中将)に子がないため、生後すぐに養子となり、両方の姓を名乗った。マンシュタインにかかわる両家はともにプロイセン軍人の家系で、ともにプロテスタントである。マンシュタインも1906年にベルリン駐屯の近衛歩兵第三連隊に入隊するが、この連隊からは後に、ことにヴァイマル共和国時代に重要な役割を演じることになる軍人達、すなわちヒンデンブルク、シュライヒャー、ハンマーシュタイン=エクヴォルト等を輩出している。

マンシュタイン本人は1907年に少尉に任官したのち、第一次世界大戦では各地の部隊で参謀勤務。ヴァイマル共和国軍時代にもすでにその才能が見いだされ、ヒトラーによる再軍備宣言が行われた1935年には陸軍参謀本部作戦課長となった。すでにこのころ陸軍部内では"傑出した作戦的頭脳の持ち主"との定評があった。<sup>(7)</sup>

1939年の第二次世界大戦勃発時点でマンシュタインは総司令官ゲルト・フォン・ルントシュテット(Gerd von Rundstedt)のもとでポーランド攻撃の南部軍集団参謀長、ついで対西方攻撃のためのA軍集団参謀長。1941年の対ソ戦争では最初は機甲軍団長、ついで1941年9月からウクライナ攻撃の南方軍集団(ルントシュテット指揮)麾下の第11軍司令官として主にクリミア半島作戦を指揮し、42年7月セヴァストーポリ要塞攻略の功により元帥に昇進。同年末スターリングラード救援のためのドン軍集団司令官。1943年7月のドイツ側の最後の攻勢となったクルスク突出部への「ツィタデル作戦」を指揮。この作戦の失敗後もウクライナでの退却戦を指揮。1944年3月にヒトラーから罷免され引退。1945年5月、バーナード・モントゴメリーの英軍に投降。その後はニュルンベルク裁判での証人としてドイツに拘留されるほかは、かつての上官であるルントシュテット等とともに英国のウェールズのブリジェンド(Bridgend)にあった将校用収容所に拘留される。(8)

## マンシュタイン訴追の発端

マンシュタインの戦略家としての才能はすでに戦時中から連合国側でも注目されていたが<sup>(9)</sup>、IMTでも、その後の継続裁判でも訴追されることはなかった。マンシュタインに対する戦犯訴追の件がもちあがったのは、1947年にIMTに引き続いて行われた「継続裁判」の途中で、米首席検察官T. テイラー(Telford Taylor)からの要請を端緒としている。テイラーはIMTの時からずっと米側の首席検察官であったが、それまでに押収した旧ドイツ公文書資料の検査により、マンシュタインが戦時中、ことに1941年から42年にかけて、ソ連で捕虜と一般住民、ならびにユダヤ系住民に対する不法行為と大量殺害に関与していた、と結論した。<sup>(10)</sup>

テイラーの意見は、のちに彼が米陸軍長官に提出した報告書によると次のようである。"押収された独軍文書には「国防軍最高司令部の件」(訳注:継続裁判での訴追案件第12号) にかかる嫌疑についての証拠が含まれています。これらの問題となる文書はそれを発した、あるいはそれを受け取った各司令部(軍集団、軍、軍団、師団その他)のために綴じられており、それぞれの

綴じ込み文書にはある特定の司令部の高級将校が関係しているものも当然含まれているはずです。 事実、現在英国に拘留されている元帥フォン・ルントシュテット、同フォン・ブラウヒッチュ (von Brauchitsch)、同フォン・マンシュタインが明らかに有罪であることを示す証拠が露顕しました。それはまた米側に拘留されている元帥フォン・レープ (von Leeb)、同フォン・キュヒラー (von Küchler) などの場合と同様であります。たとえ米英どちらの側に拘留されていようと、該当する将軍達は米英の合同の法廷によって、単の訴訟手続きによって裁かれるべきである、というのが私の勧告であります。

もし英国側がそのような裁判にかかわるのを望まないなら、英国側に拘留されているこの3元帥をニュルンベルクに引き渡し、通常のやりかたで構成される裁判で(米側に拘留されている者達と一緒に)裁かれるよう勧告します。彼等は「最高司令部の件」によって裁かれる事になりましょう"(11)

# 英国側の対応

しかしこのテイラーの要請あるいは勧告は上官である米占領軍司令官 L. クレイ (Lucius Clay)によってはねつけられ、デイラーはクレイから、米側に拘留中の軍人のみを裁くよう指示 され、かつ、問題の3人(ルントシュテット、ブラウヒッチュ、マンシュタイン)の有罪を示す 証拠は英側に引き渡すよう命じられた。これが1947年8月のことである。<sup>(12)</sup> そこでこの勧告と 証拠資料はただちにニュルンベルク裁判の英国側首席検察官ハートリー・ショークロス(Hartley Shawcross)にわたされ、ショークロスはこれをさらに当時の英国労働党政府の実力者で外相の アーネスト・ベヴィン (Ernest Bevin) に伝えた。(13) 英国政府ではベヴィンが中心になって、こ のテイラーからの勧告に関する検討がなされる。この時の英政府内部での雰囲気については、新 たな戦犯裁判を迷惑視するものがかなり強かったようである。たとえば陸軍担当国務相フレデリ ック・ベレンジャー (Frederick Bellenger) は、"4人の(訳注:前述の3人に加えて元上級大将 シュトラウス(Strauss)も)ドイツの将軍の訴追にふさわしい充分な証拠ではある。だがそのよ うな裁判はもうこれ以上あってほしくない。といって、労せずして手に入ったからというだけで、 これらの証拠を黙殺するのもむずかしい"。ベレンジャーは結論として、①裁判のための膨大な 量のドイツ側資料の調査には時間がかかり、またそのための専門スタッフと予算が必要であり、 ②最も理想的な解決策は裁判を米側にゆだねることであるとした。(14) また大法官W. A. ジョ ウィット(William Allen Jowitt)も、"米側との合同の裁判に英国人を派遣することにはあまり賛 成できない。どうせ裁判をするならあくまで英国側の軍事法廷で行うべきである。それが無理な らば最善の策として、米側にやらせるべきである。首相も裁判の速やかな終結を望んでいるし、 英国の世論もこれ以上の戦犯裁判には批判的であろう。また、平和に関する罪を英国の法廷で裁 くことはむずかしいだろう"として、事実上この4人の戦犯訴追と裁判実施を凍結もしくは棚上 げするよう勧告した。(15)

これは事実上、英側では問題の4人についての裁判を開きたくない、と白状しているようなものであった。戦後の財政難の中、ポンド切り下げが実施されようとしている時、これ以上の新たな戦犯裁判は英当局にとっては迷惑なことであったといえる。だが英側で新たな戦犯裁判に気乗り薄だった理由は、単に予算とか手間の問題だけではなかったといえる。そのことはベヴィンから相談をうけた、実際に裁判にあたることになる在独軍政長官S・ダグラス(Sholdo Douglasー空軍大将)の次のような言葉によく現れている。"我々は米側が大量のはなはだ怪しげな証拠を使おうとしているのを知っている。我々は73才の老人(訳注:ルントシュテットのこと)をふくむ全員を米側に引き渡そうとしているが、はっきり言って私には好ましくないことである。米側が我々の戦犯訴追についての無為を非難するであろうことは容易に察しがつく。だが、そのような非難を免れるために不正をやるくらいなら、奴らに批判させる方がましである"。(16) ここでは米側に催促されての裁判実施ということ自体への反感とならんで、同じ軍人として、戦争中の不法行為をとりあげることそのものへの反感も強かったと見るべきであろう。

これに対してベヴィン自身は裁判に前向きであって、12月2日にジョウィットに、"我々がすすんで訴追する必要がある。おそらく軍事法廷で。このままにはしておけない。選択の余地はない"と断言している。<sup>(17)</sup> しかし同19日に開かれたベヴィン以下ジョウィット、ベレンジャーの後任の陸軍担当国務相エマヌエル・シンウェル(Emanuel Shinwell)、その他法務長官および検事総長との会合では、外務省側から次のような意見がだされた。"もし証拠が確実に有罪とできる場合にのみ裁判すべきであり、それも英国の軍事法廷でである。だが、ドイツの降伏後こんなに遅くなってから戦犯裁判を行うことには英独両国の世論からの批判が多かろう"。<sup>(18)</sup> ベヴィンがいくら戦犯訴追に乗り気でも、配下の官僚の姿勢がこんなでは、とても英国政府としての態度決定は無理であって、1947年中には結論を出すことができなかった。

#### 1948年における英国側の論議

1948年になって3月22日にベヴィンのもとにシンウェルとジョウィット、そして検事総長になっていたショークロスがあつまり、問題の4人の健康診断をしたのち誰を訴追するか決めるということになった。その結果、裁判に堪えらそうなのはマンシュタインだけで、ブラウヒッチュは心臓の持病悪化、ルントシュテットは高齢で無理と判定された。これに対してシンウェルは、"訴追するなら4人全員かそれともゼロか"のいずれかだと強調し、これに対してベヴィンは"彼等は裁かれるべきだし、それを止めるわけにはいかない。これは証拠の問題だ"と反論している。(19)

すでにそれ以前の3月11日にソ連側からマンシュタインとルントシュテットの身柄引き渡しの請求があり、米側からもこの,2人とブラウヒッチュをニュルンベルクで継続裁判中のレープの弁護側証人として出廷要請がなされていた。(20) 当時の英国側にしてみればソ連への身柄引き渡しは論外としても、もし米側の求めに応じてマンシュタインとルントシュテットをニュルンベルク

に送致してしまうと、「4人の健康上の理由から」これまでドイツでの裁判実施に難色を示して きたこれまでの言い逃れは根拠をなくしてしまうのであった。

このような経過についてシンウェルは、英国側にとって第一の関心事は戦時中にドイツ側が発した「コマンド部隊指令」とルントシュテットのかかわりであり、とりあえず7月12日までに4人をドイツに送致し、裁判するかしないか、そして全員かそれとも特定の誰かか、米側からの求めに応じるかどうかはいずれも閣議で決定すべきことだ、と主張した。これに対してショークロスは反論して、"そのような怠慢をすれば米側と国連の両方から次のように論難されるであろうことはまったく疑いの余地がない。すなわち、将軍達は逃れて、ただ下っ端だけが吊るされている、との。また英国の軍人達は、かつて軍隊で高い地位にあった者にそのような屈辱を味合わせたくないとか、あるいは犠牲者の大半がロシア人もしくはポーランド人だから、という理由で訴追をためらっているのだ、との。この戦犯裁判を特別に擁護するわけではないが、とにかくこの4人を裁くことは国内外に対する英国側の誠意の表明なのである"とした。(21)

7月5日の閣議ではショークロスの意見はベヴィンの支持をうけたが、依然としてジョウィットは"彼等を裁くのが英明なことなのかどうかには疑問を表明せざるをえない"との態度であったが、ともかく健康診断の結果にもとづいて、ブラウヒッチュとシュトラウスはニーダーザクセンのミュンスターラーガー病院に送致され、ルントシュテットとマンシュタインはニュルンベルクにおくられた。(22) その後ブラウヒッチュの容態が悪化して冠状動脈血栓症を併発して命もあぶない状態になると、それを知った英軍政府長官ロバートソン(Brian Robertsonー陸軍中将)はベヴィンに、"手遅れにならぬうちにもう一度考えなおすべきである。ベルリン封鎖中の現状という西欧にとって重大な時に、新たな戦犯裁判をすることは単にドイツ人の間に広範な憤慨と復讐心を引き起こすだけであって、今年9月1までに戦犯裁判を終結させるとの政府声明を台無しにするものである"と激しく抗議している。(23)

このロバートソンの意見は英国内でも一定の支持があり、9月22日にベヴィンは下院でこれまでの経過をすべて説明するとともに、裁判実施にかかる閣議決定を、"道義的かつ政治的に必要なこと"として擁護した。(24) かくて新たな戦犯裁判の件は英国内の論争へと発展した。与党労働党議員マイケル・フート(Michael Foot)は、"この件についての政府の取り扱い方に関して、多くの人々が深い懸念をいだいていることに留意すべきである"と発言し、野党保守党党首のチャーチルはこれまでの英政府の取ってきた路線を、"政治的にも行政的にも愚行であり、司法的には不適切であり、かつ、人道にも軍人精神にも矛盾する"と非難した。結局英下院での空気は"今からでも止めるのに遅くはない。結局今の我々にとって大事なのはドイツ人の善意なのだ"とするものであった。(25) このようにしてマンシュタイン以下の訴追についての結論は遂に1948年中にも決着せず、翌年に持ち越されることになったのである。

#### 英国政府の態度決定

とにかく決着をつけるためシンウェルは1949年3月に、再度軍民の合同の医師団による健康診断をしたところ、マンシュタインのみ裁判に堪えられるとの結論が出た。だがこれに従ってしまうと次のような困ったことになるのであった。それは、健康上の理由からルントシュテットへの訴追を中止した場合、問題となっている1939年の対ポーランド戦での軍の不法行為について、指揮官の責任を参謀長がかぶることになる。また、たとえ健康上の理由からルントシュテットを訴追しなくても、マンシュタイン裁判の場合には彼は証人として出廷することになる。すると、もし証人として弁護側の反対尋問に堪えられるのであれば、ルントシュテット本人への裁判を行えないというのははなはだしい不合理ということになる。(26) ジョウィットとショークロスもこれとは別に独自にリバプール大学内科教授へンリー・コーエン(Henry Cohen)に診断を求めたところ、コーエンの結論はルントシュテットの裁判は無理というものであった。(27)

かくて閣議において決着をつけざるをえなくなった。そして、1949年5月5日の閣議で、健康 上の理由からルントシュテットを不起訴とし、マンシュタインのみ英軍占領下のドイツで軍事法 廷において裁くことが決まった。その際の訴因は「人道に対する罪」と1907年のハーグ陸戦規定 違反ということになった。同時に英政府は、これ以上の戦犯裁判を中止することも決定した。<sup>(28)</sup> マンシュタイン裁判の開始

以上のような経過をたどって、マンシュタインに対する裁判は1949年8月23日から英軍占領下のハンブルクの「クリオ・ハウス」で開廷された。この時までにマンシュタイン裁判の是非については英国の朝野をあげての論議となり、チャーチルからは「英米法とその法廷戦術に慣れていない」被告側の不利をおぎなうための英国人弁護士雇用のための醵金の申し出でがなされ、彼は率先して25ポンドを醵出し、総計で2000ポンドの醵金が集まった。かくて労働党下院議員レジナルド・パジェット(Reginald Paget)とサム・シルキン(Sam Silkin)が弁護にあたることになったが(29)、マンシュタインにはパウル・レーフェルキューン(Paul Leverkuen)とハンス・ラテルンザー(Hans Laternser)というドイツ人弁護人がついており、しかもレーフェルキューンは1920年代からニュー・ヨークで弁護士業務の経験があり、またすでにIMTでは「参謀本部および国防軍最高司令部」の件の弁護を担当していた。だからとても「英米法とその法廷戦術に不慣れ」などとは言えないはずである。(30)

これに対して英政府は首席検察官として、すでに東京裁判でやはり首席検察官として有名になったサー・アーサー・コミンズ=カー(Sir Arthur Comyns=Carr)を起用し、裁判官は陸軍中将フランク・シンプソン(Frank Simpson)を議長とする7人で構成されていた。

## マンシュタイン裁判での訴因と弁護側の反論

裁判で挙げられたマンシュタインに対する訴追案件は17ヵ条にのぼり、マンシュタイン自身は 裁判開始前にみずから弁護のための基本線を設定し、裁判においては弁護人、特にレーフェルキ ューンとパジョットがこの線に沿った法廷戦術を展開した。この基本線とは、①裁判自体が勝者

によるものであって中立性を期待できないこと、②有罪を示すとして提出される証拠資料そのものに問題があること、③訴追の法的根拠とされた1907年のハーグ陸戦規定をそのまま第二次世界大戦に適用することの是非。<sup>(31)</sup>

以下、裁判記録によって検察側の論告と弁護側の反論を逐条的にあげていく。(32)

①訴因1-3:ポーランドでのユダヤ系住民殺害の件

検察側:マンシュタインは参謀長として情報参謀ラングホイザー (Langhäuser) からの報告で、 シナゴーグ焼毀とユダヤ人焼殺の事実を承知していたはず。

弁護側: 当時マンシュタインは参謀長にすぎず、殺害を命令する立場になかった。(33)

②訴因4:1941年9月から1942年11月までの第11軍司令官当時、マンシュタインのもとでソ連軍 捕虜7507人を餓死もしくは射殺した件。

弁護側:ソ連軍捕虜は投降した時すでに甚だしく衰弱しており、死亡したのはマンシュタイン の故意によるものではない。<sup>(34)</sup>

③訴因5:ソ連軍捕虜をSDに引き渡したことと、パルチザンとして射殺した件

検察側:1941年9月13日付けのOKH(当時総司令官はブラウヒッチュ)からの指令にもとづいて実行された。

弁護側:この指令そのものは不正規兵に関する国際法に合致しており、当時マンシュタインに も違法行為の認識はなかった。<sup>(35)</sup>

④訴因6:捕虜の中から独軍のための補助兵を強制的に徴募した件。

検察側:明らかなハーグ陸戦規定違反。

弁護側:これらの捕虜は自発的に志願して独軍内で「補助志願兵」(Hiwis) として扱われたのだから、決して強制ではない。(36)

⑤訴因7:捕虜を労役、特に危険な地雷除去や防塞設営作業に使用した件。

検察側:マンシュタインは第11軍司令官当時、ソ連軍捕虜43782人を労役に、13198人を防塞設 営に使用した。

弁護側:ハーグ陸戦規定に捕虜の使用禁止の明確な規定はなく、また総力戦においては捕虜を 労働に使用するのは止むを得ないことであり、それは連合国側でも同様に独軍捕虜を 地雷除去作業に使用した。<sup>(37)</sup>

⑥訴因8:「コミッサール指令」実行の件。

検察側:マンシュタインは第11軍司令官当時クリミアでこの指令を実行した責任あり。

弁護側:ソ連軍のコミッサールは正規の軍人ではない。ゆえにハーグ陸戦規定とジュネーブ条約には該当しない。(38)

⑦訴因9-12:対ソ戦でのマンシュタインのユダヤ系住民絶滅政策への関与の件。

検察側:対ソ開戦前の1941年4月28日の陸軍とSSの協定により、SS特別行動隊

(Einsatzgruppe) の特殊任務(占領地でのユダヤ系住民の絶滅)について、軍の指揮官達は承知していたはず。特にマンシュタインとのかかわりでは、特別行動隊D班のクリミアでの活動が問題。クリミアのチェルソン(Cherson)でのD班によるユダヤ人410人殺害についての報告にマンシュタインは自ら署名している。さらに1941年11月14日のクリミアのシンフェローポリでのD班によるユダヤ人1万人殺害の報告をうけていたはず。マンシュタイン自身が"クリスマスまでにシンフェローポリをユダヤ人ゼロにすべく"命令した。

訴因11:第11軍はクリミアのユダヤ人とジプシー(ママ)の身柄をSDに引き渡しており、その際、彼等が射殺される運命にあるのを承知していたはず。

訴因12:1941年11月20日の命令で、マンシュタインは"ユダヤ人やボルシェヴィキ的テロル精神の持ち主には厳しい贖罪の必要があることを軍人は理解すべし"とした。そして、しばしば報告の中で「移住」(Umsiedlung)の語が使用されているが、これは殺害の意味である。クリミア半島西部でのD班によるユダヤ人殺害の数は1942年11月までに9万人に達し、これをマンシュタインははじめ第11軍司令官、のちにドン軍集団司令官として知っていたはず。

弁護側:9から12までの訴因は国防軍全体で負うべき連帯責任のことであって、マンシュタイン個人にかかわるものではない。9万人もの殺害には軍の協力が不可欠なはずだが、証拠資料で立証されたのはD班が軍の車輛を利用したことを示す一件だけであって、マンシュタインの指揮下で起こった殺害数そのものも3000人を越えない。シンフェローポリで殺されたユダヤ人も200人にすぎない。マンシュタイン自身、D班の活動に関する報告に逐一目を通す暇はなかった。マンシュタインにはD班への命令権がない。また「ユダヤ・ボルシェヴィキ」なる観念は当時のドイツでは通念になっていた。(39)マンシュタイン自身の供述:チェルソンでの件については報告を読んだ覚えがないし、D班によるユダヤ人殺害の報告そのものを受けた覚えはない。(40)

⑧訴因13:ソ連での一般住民殺害の件。

検察側:マンシュタインは1941年11月16日付けで、"シンフェローポリ市内での建物爆破一軒につき住民100人を報復として射殺すべし"との指令を発した。さらに同29日、地雷によって死亡した独軍下士官兵それぞれ1名につき50人の住民を報復として射殺した。また、1943年9月21日にSS「ヴィーキング」師団による破壊と殺害をマンシュタインは報復措置として正当化している。クリミアのエウパトリアで住民1300人を同師団が射殺した件についても、彼の命令による報復措置であった。

弁護側:マンシュタイン自身はそのような指令を発したことを知らなかったし、元々から住民の射殺を意図したことはない。また1941年12月15日付けの「パルチザン掃討指令」も、

独軍を敵視する住民をパルチザンによる爆破攻勢と連帯責任ありと見なすのは正当な こと。ただし、無実の住民の殺害については弁護側から反論は出なかった。<sup>(41)</sup>

⑨訴因14:パルチザンの嫌疑をかけられた者の即時射殺の件。

検察側:クリミアだけでも数千人が射殺されているが、これは1941年5月13日付けのOKHによる野戦軍法会議指令によるもので、パルチザンであるとの口実でユダヤ人の女子供まで射殺した。

弁護側:クリミアでの独軍に対するパルチザンの脅威は本当のもので、掃討作戦は不可欠だった。(42)

⑩訴因15:マンシュタインの指示により、占領地の住民を強制的に独軍のための労役に徴用した件。

検察側:マンシュタインが南方軍集団司令官になった1943年2月、ヒトラーからの指令で14才 から65才までの男子住民を強制的に徴用を実行した。

弁護側: 当時、独ソ両国ではともに強制労働は普通のことであり、戦時下では止むを得ぬこと。(43)

⑪訴因16:マンシュタインによる占領地住民のドイツへの強制移送指示の件。

検察側:1942年からドイツ本国での労働力不足補填のため、労働配置全権フリッツ・ザウケル による措置で、マンシュタイン以下各軍の担当者が協力した。総数は数十万人にのぼ る。

弁護側:マンシュタインに犯意はなく、また労働のための強制移送禁止は国際法に規定がない。 マンシュタイン自身はこの件では異議を申し立てなかった。<sup>(44)</sup>

②訴因17:1943年の独軍のソ連からの撤退の際に発した焦土作戦指令の件。

検察側:独軍の撤退に際して、住居・工場の破壊と住民の強制移住、蓄積農産物の廃棄とそれ を拒否した住民の射殺をマンシュタインは指令した。

弁護側:これは連合軍による戦略爆撃と同じ。住民の強制移住は敵の戦力となる可能性のある 者を連行するという必要な措置。(45)

#### 結審と判決

51日間にわたる審理のしめくくりとして検察側、弁護側双方の最終論告がなされた。これはある意味でマンシュタイン裁判そのものの性格を対照的に論じるものになっている

首席検察官コミンズ=カー

"マンシュタインは挙げられたすべての訴因において責任を有し、ゆえに有罪である。特に SDの行為を止めさせてユダヤ人絶滅策を防止できたはずである。にもかかわらずマンシュタ インはポーランドでもソ連でもヒトラーの信念を支持し、そのことはユダヤ人絶滅策に対する 態度にも現れている"。

## 弁護人パジェット

"軍人として政府の命令に従うのは当然で、同時に、ハーグ陸戦規定はソ連での戦争には適用できず、かつマンシュタイン自身はナチスの犯罪的政策やユダヤ人絶滅策に何のかかわりももっていない。証拠の示すところでは、国防軍はほぼその規律を守ったと言える。…私は将来、すべての人達が戦友となることを望んでいる。もし西欧全体を守るとすれば我々は戦友でなければならぬ…ドイツ人にとってマンシュタインは決して戦争犯罪人ではないだろう。彼は国民の英雄であり、かつそうであり続けるだろう。彼はドイツの勝利の施工者であり、ドイツの敗北のヘクトールとして、全身全霊をもって大退却を命じたのである。トロイの陥落は避けえぬことを確信しつつ"。(46)

判決は結審から3週間後の1949年12月19日に言い渡された。マンシュタインに関する訴因のうち、ポーランドでの行動をふくむ8件については無罪とされ、有罪とされたのは次の9件についてである。

訴因7および15:ソ連軍捕虜と一般住民を地雷除去作業と防塞設営に使用したこと。

訴因16および17:担当地域の一般住民を強制的に移送したこと。

訴因4および5および8:ソ連軍捕虜の虐待と射殺、身柄のSDへの引き渡し、パルチザンの不法な取り扱いとコミッサールの殺害。

訴因13:ソ連での一般住民を破壊行為の報復として殺害した件。

訴因10:シンフェローポリでのSDのユダヤ人殺害を承知していた件。(47)

判決では特に、マンシュタインが「コミッサール命令」に従って捕らえたソ連軍コミッサールの多くを射殺したことを重視し、逆に一般住民を人質として射殺したことは無罪とした。また検察側が最も問題としたSD特別行動隊によるユダヤ系住民の絶滅策への関与についても大半を無罪とした。そして有罪の認定によってマンシュタインには禁固18年が言い渡されるが、これまでの英国での拘留期間の分を差し引き、すぐに12年に減刑される。身柄はただちにドイツのヴェルル(Werl)刑務所に収監されるが、ここでも夫人と秘書の帯同を許されるという破格の厚遇であった。そして1951年に政権の座に返り咲いたチャーチルと西独首相アデナウアーとの合意により、1952年には早くも非公式に釈放され、1953年には正式に恩赦により復権した。(48)

# 結論一何が明らかになったか

以上、エリッヒ・フォン・マンシュタインの訴追の決定から裁判、そして判決にいたるまでの 経過を概観した。全体を通じて明らかなように、英国側はベヴィンとショークロスを除くと、ほ とんどが訴追反対もしくは消極的であったことがわかる。その理由も様々で、戦後の厳しい財政 難からの反対論もあれば、冷戦によるドイツ人への融和策という政治的な配慮からのものもある。 だがチャーチルはもとより、政府部内でのマンシュタイン訴追への反発も、冷戦下でのドイツ人 への融和策という以上に、アメリカ主導の戦犯訴追への反感と見るべきだろう。むしろそのよう

な反感を正当化するための「高度な政治的判断」として、ドイツ人への融和策という主張を押し立てたとみることができよう。したがって1949年のマンシュタイン裁判は「茶番劇」ではないにしても、英国側が戦犯訴追に不熱心ではないことを示すための一種の「儀式」であって、自国に直接関係のない、しかも現に冷戦進行中で新たな仮想敵となったポーランドとソ連での戦時中の独軍による不法行為など裁きたくはない、との本音を覆い隠すものであったといえよう。(49)

しかしそれにも増して、英軍人の多くが「独軍最高の名将」マンシュタインへの敬意と同情か ら反対したという点は、第二次世界大戦そのものの性格を考える上で重要であろう。マンシュタ インへの訴追のすべてがポーランドとソ連での不法行為に関するものであった点は、単なる冷戦 下での反ソ的雰囲気という事情以上に、なぜ英国の軍人達がマンシュタイン訴追に反対したのか という問題への最大の回答になっているといえる。すなわち、英軍に対して、あるいは英国民に 対して不法行為をしたわけではないこの「名将」を、他のナチス戦犯と同列に扱って訴追するこ とへの同じ職業軍人としての反発である。エルヴィン・ロンメルへの過剰ともいうべき称賛は別 としても、英軍人にとってドイツ国防軍は決してナチスと同一視してはならぬ存在だった。その ことは判決にも現れている。マンシュタインを訴追するということはとりもなおさず、IMTにつ らなるナチス犯罪への加担の科を最大の問題としたはずである。しかし判決では検察側が最も問 題としたマンシュタインのSS特別行動隊のユダヤ人絶滅策への関与については無罪とし、有罪 としたのは専ら戦時国際法の点からの不法行為についてであった。これは、裁判官が同じ職業軍 人として問題とすべき案件をあくまで戦闘行動における指揮官の責任という点にのみ関心を示し たことにほかならない。しかも量刑が死刑ではなく、ドイツの刑務所での有期刑であることは、 判事団がマンシュタインを「行き過ぎ」の科で一応責任ありとしただけであって、マンシュタイ ン個人とその作戦行動がナチスの政策や思想とは何の関係もないと認定したあらわれと言うべき であろう。もっと言えば、英国側、特に判事団をはじめとする軍人達は、マンシュタインに反ユ ダヤ主義とかユダヤ人迫害へのかかわりを持たせてはならぬ、と内心で決意していたとさえみる ことができよう。<sup>(50)</sup>

マンシュタイン自身は出所後すぐに回顧録『失われた勝利』を刊行し、これはすぐに英訳も出版され、今日まで第二次世界大戦史の基本的文献の一つに数えられている。だからおそらくマンシュタイン裁判の最大の「成果」とは、戦勝国側からの国防軍免罪の承認によって、ヒトラーの戦争指導と独ソ戦争の実像を国防軍からの視点のみを流布させる用意をしたことというべきだろう。当然それによって第二次世界大戦史ことに独ソ戦争史は、冷戦時代のソビエト史学のプロパガンダ性とソ連当局の秘密主義にも助けられて、専らドイツ側の視点での研究と叙述が西側世界で定着することになる。ソ連崩壊後やっと旧ソ連公文書の利用による新しい独ソ戦争研究が登場しつつあるが、歩みは遅々たるものがある。その意味で大戦と冷戦の呪縛は未だに解けていないというべきであろう。(51)

#### 註

- (1) International Military Tribunal for Major War Criminals before Nurenberg, vol. X X II, p.267
- (2) Trials of War Criminals before the Nuernberg Military Tribunals under Control Council Law No.10. Nuernberg October 1946-April 1949, 15 vollums
- (3) Tom Bower, Blind Eye to Murder, Britain, America and the Purging of Nazi Germany-A Pledge Betrayed, London 1981, p.270-301, J.H.Hoffman, German Field Marshals as War Criminals? A British Embarassment, in Journal of Contemporary History, Vol.23, No.1 Jan.1988
- (4) Oliver von Wrochem, Rehabilitation oder Strafverfolgung-Kriegsverbrecherprozess gegen Generalfeldmarschall Erich von Manstein im Widerstreit britischer Interessen, in Mittelweg36, 6.Jg.,3/1997, S.26-36, Ders. Die Auseinandersetzung mit Wehrmachtsverbrechen im Prozess gegen den Generalfeldmarschall Erich von Manstein 1949, in Zeitschrift Für Geschichtswissenschaft, 46 Jg.1998 Hft.4, S.329-353
- (5) ebd.S.329-331
- (6) Erich von Manstein, Soldat im 20. Jahrhundert Militärisch-politische Nachlese, hrg.v.Rüdger von Manstein & Thedor Fuchs, Bonn 1994
- (7) Enrico Syring, Erich von Manstein-Das operative Genie, in Die Militärelite des Dritten Reiches, 27 Biographische Skizzen, hrg.v.Ronald Smelser & Enrico Syring Berlin 1995
- (8) マンシュタインの投降後の英国での生活についてはManstein, a.a.O.S.246-248
- (9) すでに戦時中の米『タイム』誌の表紙に取り上げられている。Manstein, a.a.O.S.224
- (10) Telford Taylor, The Anatomy of the Nuremberg Trials-A Personal Memoir, London 1993, p.517-522
- (11) Final Report To The Secretary Of The Army On The Nuremberg War Crimes Trials Under Control Council Law No.10 by Telford Taylor Brigadier General, U.S.A. Chief of Counsel for War Crimes, Washington D.C. 15 August 1949, Buffalo 1997, p.82-85
- (12) Taylor, Anatomy ,a.a.O.S.517
- (13) Hoffman, a.a.O.S.18-19
- (14) Hoffman, a.a.O.S.18, Bower, a.a.O.S.279-280
- (15) Bower, a.a.O.S.278
- (16) Bower, a.a.O.S.278-279
- (17) ベヴィンの裁判への態度を示す別の言葉に、"我々は伍長を裁いた、では今度は将軍達も裁かれねばならない"とある。Bower, a.a.O.S.281
- (18) Hoffman, a.a.O.S.19
- (19) Hoffman, a.a.O.S.22
- (20) ebd. すでにこれ以前に英側は元帥エヴァルト・フォン・クライスト (Ewald von Kleist) の身柄をヴィーンでソ連側に引き渡す、という「失敗」をしていた。
- (21) Hoffman, a.a.O.S.24
- (22) ebd.
- (23) Hoffman, a.a.O.S.25
- (24) ebd. 特に下院での訴追反対派の急先鋒の一人が、のちにマンシュタイン裁判で弁護人 となるレジナルド・パジェットである。
- (25) Hoffman, a.a.O.S.26
- (26) Bower, a.a.O.S.284, Hoffman, a.a.O.S.25
- (27) Hoffman, a.a.O.S.28
- (28) Hoffman, Bower, a.a.O.S. 289

- (29) Bower, a.a.O.S.294
- (30) レーフェルキューンとパジョットはそれぞれマンシュタイン裁判についてすぐに著書を公けにしている。Paul Leverkuehn, *Verteidigung Mansteins*, Hamburg 1950, Reginald Paget, *Manstein: His Campaigns and His Trial*, London 1951
- (31) Manstein, a.a.O.S.281-282, Ulrich Brochhagen, Nach Nürnberg Vergangenheitsbewältigung und Westintegration in der Ära Adenauer, Hamburg 1994, S.28-31
- (32) Wrochem, a.a.O.S.335-337
- (33) Manstein, a.aO.S.286-287
- (34) Wrochem, a.a.O.S.338
- (34) Manstein, a.a.O.S.284
- (35) Wrochem, a.a.O.S.339, Manstein, a.a.O.S.290
- (36) Manstein, a.a.O.S.287
- (37) Wrochem, a.a.O.S.339, Manstein, a.a.O.S.293
- (38) Wrochem,a.a.O.S.340-341, Manstein,a.a.O.S.293-294, 「コミッサール命令」についてはHelmut Krausnick, Hitlers Einsatzgruppen. Die Truppen des Weltanschauungskriegs 1938-1942, Frankfurt.a.M.1985
- (39) Wrochem, a.a.O.S.341-345, Manstein, a.a.O.S.287-289
- (40) Wrochem, a.a.O.S.344, 実際にマンシュタインがどの程度ヒトラーとナチスの政策や思想に同調していたかについては、裁判記録による限りでは不作為の共犯というのが妥当である。対ソ戦でウクライナ攻撃の主力となった第6軍司令官ヴァルター・フォン・ライヒェナウ (Walter von Reichenau) ほど積極的なナチス思想の共鳴者とはいえない。だがクリミアでのSD特別行動隊のユダヤ人殺害の件を全然知らなかったというのは到底信じられないし、「忘れた」というのも回顧録『失われた勝利』に現れているマンシュタインの詳細な記憶力からするとほとんどありえない。
- (41) Wrochem, a.a.O.S.345-346
- (42) Wrochem, a.a.O.S.347, Manstein, a.a.O.S.296-297
- (43) Wrochem, a.a.O.S.348, Manstein, a.a.O.S.297
- (44) ebd.
- (45) Manstein, a.a.O.S.298-301
- (46) Wrochem, a.a.OS.350
- (47) Wrochem, a.a.O.S.351-352, Manstein, a.a.O.S.302-305
- (48) Manstein, a.a.O.S.308-323
- (49) Tom Bower, ibid.
- (50) Wrochem, a.a.O.S.352-353
- (51) Die Wehrmacht Mithos und Realität, hrg.v.Rolf-Dieter Muller & Hans-Erich Volkmann, München 1999, S.175-345